

「第435回 判例・事例研究会」

テーマ：時季変更権の行使時期と債務不履行の成否等について

日 時	令和7年9月30日
場 所	湊総合法律事務所 第1会議室
報 告 者	弁護士 野 村 奈津子

【判例】

事件の表示	事 件 名 各損害賠償請求控訴、同附帯控訴事件 事 件 番 号 令5（ネ）2385号・令5（ネ）4233号 裁 判 例 東京高等裁判所 令和6年2月28日判決
事実の概要	新幹線を運行する被告会社（第一審被告・控訴人・附帯被控訴人）との間で労働契約を締結し、新幹線の乗務員として勤務していた原告（第一審原告・被控訴人・附帯控訴人）らが、一定の期間において、労働基準法39条所定の年休を申請したのに被告会社から同条5項ただし書所定の時季変更権を行使されて就労を命じられたことにつき、同社の時季変更権行使は労働契約に反し、これにより年休を取得できず、精神的苦痛を被ったと主張し、被告会社に対し、労働契約の債務不履行に基づく慰謝料等の支払を求めた事案。 第一審が原告らの請求の一部を認容して被告会社に対して慰謝料を支払うよう命じたが、控訴審は以下のとおり判断して原告の請求を排斥して被告会社の控訴を認容した。
判 旨	（一部の争点についての判断の一部のみ抜粋） 一審被告による時季変更権の行使が不当に遅延してなされたものとして債務不履行を構成するか〔債務不履行②〕 ■ 時季変更権の行使時期と債務不履行の成否について

「…以上のような労基法が指定する年休制度の趣旨及びその重要性を踏まえると、労働者が年休の時季指定をした場合、使用者において「請求された時季に有給休暇を与えることが事業の正常な運営を妨げる場合」に時季変更権を行使して他の時季に年休を付与できるものとされ（労基法39条5項ただし書）、時季変更権の行使時期について労基法その他の関係法令に特段の規定が置かれていないことを考慮しても、使用者が、事業の正常な運営を妨げる事由の存否を判断するのに必要な合理的期間を超えて、不当に遅延して行った時季変更権の行使については、労働者の円滑な年休取得を合理的な理由なく妨げるものとして信義則違反又は権利濫用により無効になる余地があるものと解される。

そして、使用者の無効な時季変更権の行使によって労働者が年休を取得できなかった場合、使用者は労働者に対し、労働契約上の債務不履行責任を負うことになる。」

■ 一審被告の債務不履行の成否について

鉄道事業法の目的等からして「一審被告には、需要に応じた東海道新幹線の列車の運行を確保することが、一審被告の社会的使命として強く期待されていたことが明らかである」

「…乗務員、殊に運転士については特別の資格が必要とされており、…柔軟・迅速な人員の補充は典型的に困難であったこと」、

「…一審被告は年休順位制度の対象となる年休の大部分の確定を勤務日の5日前としていたが、これは、臨時列車等を設定した場合や乗務員に突発的な欠員が生じた場合に、別の乗務員の手配が必要となり、また相当数の乗務員の行路を変更しなければならない事態が生じ得ることを避けるためであったこと」、

「…勤務日の5日前に発表される日別勤務指定表において、勤務指定表では就労義務があり年休とされなかった年休使用日につき時季変更権の行使の有無を確定するという運用は、一審被告の設立以来続いていたものであって、乗務員も上記運用を認識していたこと」

「…一審原告らが従事していた事業（東海道新幹線の運行）の性格やその内容、一審原告らの業務（東海道新幹線の乗務員）の性質、時季変更権行使の必要性、一審原告らの被る不利益等を考慮すると、本件期間において、一審被告が勤務日の5日前に時季変更権を行使したことについては、事業の正常な運営を妨げる事由の存否を判断するのに必要な合理的期間を超えてされたものということはできない。」

